

令和2年12月定例県議会における  
教育委員会答弁要旨

令和3年1月13日  
総務企画課秘書広報係



# 令和2年12月定例県議会（代表質問）

○ 自民党県議団 井上 正文 議員

12月7日

① 県立高校入試における出題範囲削減の理由について 【高校教育課】

〔 中学3年の学習が年度内に終了する見込みの中、今回、県教育委員会は、早々と出題範囲を削減するという判断をしているが、一体どういう考え方によるものか、削減の理由を示せ。 〕

9月に実施した調査では、中学3年の学習の終了時期が例年より1か月程度遅れる中学校があるなど、中学校間で学習の進捗に差が見られました。

学習進度の遅い中学校の志願者について、入試直前に学習する内容は準備期間が短く十分に身に付きにくい場合もあると考えられます。

このため、志願者が安心して受検に臨めるよう、中学3年で学習する内容のうち、概ね終わりの方から1か月分に相当する内容について出題範囲の削減を行ったものです。

② 県立高校入試における出題範囲の削減による影響への対応について

【義務教育課・高校教育課】

〔 義務教育の趣旨からしても、高校以降での学習を着実に進める上でも、出題範囲の削減によって、本年度の中学3年生が義務教育段階で身に付けるべき内容の学習に影響を及ぼすことのないようどのように県教育委員会は対応するつもりか伺う。 〕

各中学校においては、出題範囲から削減された内容についても、年度当初の指導計画を見直しつつ、効率的、効果的に指導するなどの対応が行われています。

しかしながら、出題範囲である内容の指導が優先され、削減された内容の定着が十分に図られないならば、高等学校の学習の基礎となる力がおろそかになることが懸念されます。

県教育委員会としては、各中学校において、出題範囲から削減された内容についても確実に定着する指導が行われるよう、県内の教育長会議や校長研修会等様々な機会に働きかけています。

併せて、削減された範囲について、身に付けるべき内容をまとめた学習資料を中学校に提供し、確実に学習の定着がなされるよう支援していきます。

また、高校においても、合格者に対して削減された内容を含んだ課題を課したり、入学後に補充的な学習を行うなど、各学校の実態に応じて中学校段階の学習の定着を図っていきます。

③ 「ワンヘルス」に関する概念の周知について 【体育スポーツ健康課】

「ワンヘルス」に関する教育を効果的に推進するためには、まずは大変幅広い内容となっている概念など、その考え方等について周知する必要があると考えるが、教育長の見解を問う。

現在、学校教育において、感染症や環境保全等に関する内容は、各教科や特別活動等において個別に学習されていますが、人の健康、動物の健康、環境保全は一つという「ワンヘルス」の考え方を認識した上で学習することにより、それぞれの学習が横断的に繋がり、児童生徒の理解の深まりが期待されます。

そのため、関係部局と連携し「ワンヘルス」の考え方等をまとめた啓発資料を作成し、児童生徒や教職員にその内容を浸透させながら「ワンヘルス」に関する教育に取り組んでいきたいと考えています。

④ 「ワンヘルス」に関する教育の推進について 【体育スポーツ健康課】

「ワンヘルス」という新しい理念を踏まえた教育は、福岡が先進的な取組を全国、世界へと発信していく義務も背負っていかねばいけない立場にもある。そこで、この「ワンヘルス」に関する教育を具体的にどのように推進していくのか、教育長に問う。

学習内容の専門性を考慮し、まずは高等学校段階で、普通科や農業科等から研究協力校を選定し、それぞれの学科に応じた多様な指導内容・方法を検討していきます。

また、研究協力校以外でも、学校保健研究団体等と連携し生徒会活動や部活動等における生徒主体の実践に取り組んでいきます。

それらの実践をもとに、学識者や医師、獣医師等の専門家、関係機関、研究協力校の意見を踏まえ、生徒用教材や教師用指導資料を作成したいと考えています。

① 県立学校における超過勤務の現状と今後の取組みについて 【教職員課】

県立学校の教職員の超過勤務の月平均及び月80時間を超える者の割合、あわせて、教諭のみの状況と超過勤務が著しい職員の状況について、令和元年12月までの1年間の状況と、これに対する認識及び今後の取組みを問う。

昨年1年間の教職員の超過勤務は、月平均39.3時間であり、月に80時間を超える者は10%、また、教諭のみでは、月41.8時間、月に80時間を超える者は11.5%でした。

なお、超過勤務が最も多い5月では、160時間を超えた者が55名、そのうち200時間を超えた者が3名となっています。

今年度の学校再開後の状況を見ると、月平均と80時間超過の双方において減少傾向が見られるものの、教職員の健康保持の観点から、さらなる縮減を図る必要があると考えています。

このため、来年度から本格稼働する「統合型校務支援システム」の運用により実効性のある取組みを進めていきます。あわせて、学校において、コロナ禍により縮小された会議や行事等について、その必要性を精査し、今後の業務改善につなげるなど、職員一人一人の意識改革を図っていきます。

② 市町村教育委員会における勤務時間管理について 【教職員課】

市町村立学校においても、教職員の負担のないような勤務時間管理システムを導入すべき。市町村教育委員会における勤務時間管理の現状とこれに対する認識を問う。

本年7月の時点で、小中学校教職員の勤務時間が把握できているのは53市町村であり、そのうち、ICカード等を導入しているのは26市町村でした。

勤務時間を適正に把握し、学校や個々の教員にデータを明示することは、超過勤務の改善を進めるために必要不可欠な取組みです。

このため、未実施の市町村への指導とともに、実施済の市町村に対しましても、自己申告によらず、より正確で簡便な仕組みとなるよう、引き続き働きかけを行っていきます。

### ③ 県立高校運動部の休養日の取得状況等について 【体育スポーツ健康課】

県立高校運動部の休養日の取得状況や自主練習の実施状況、併せて部活動指導員の配置状況についてお示しいただき、その現状に対する教育長の所見を問う。

昨年度末に実施した令和元年8月から2年2月までの「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」の運用調査によると、県立高校全日制課程の全運動部1783部における休養日の取得状況は、月平均11.5日であり、指針の基準である週平均2日以上を概ね満たしているものの、基準に満たない運動部も89部ありました。なお、休養日が1日もない月があった運動部はありませんでした。

また、休養日に1日でも自主練習を実施した運動部は447部でした。

これを昨年度の4月から7月までの同調査の結果と比較をすると、休養日の取得状況が月平均9.4日、休養日が1日もない月があった運動部が10部あったことと比較すると、改善されてきたと認識しています。

なお、自主練習の実施状況に大きな変化は見られませんでした。

運動部の部活動指導員については、本年11月現在、県立高校全日制課程の95校中81校において、156名が任用されており、生徒が専門的な指導を受けることができる環境の整備と、教員の負担軽減に寄与しているものと認識しています。

なお、任用が進んでいない学校については、引き続き、適切な任用について指導していきます。

### ④ 自主練習の実態について 【体育スポーツ健康課】

休養日を設定しても、いわゆる自主練習によって、休養日となっていない実態もあると言われていたが、自主練習の実態について教育長の認識を問う。

「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」において、高等学校段階における自主練習は、部活動とは捉えられないものとしており、日数の制限は設けていません。

現状では、一部の運動部で大会前において、休養日のほとんどに自主練習を実施している例も見受けられます。

そのため、生徒の健康・安全の観点から、休養を取ることの必要性や、過度な練習によるスポーツ傷害のリスクなどについて、引き続き、様々な機会を通じて周知していく必要があると認識しています。

⑤ 福岡県運動部活動の在り方に関する指針の遵守と今後の実態調査について

【体育スポーツ健康課】

福岡県運動部活動の在り方に関する指針の遵守をどう図っていくのか、また今後の実態調査の継続的な実施も含め、教育長に問う。

本指針により、運動部活動の運営が改善されてきたものの、一部の運動部においては、休養日の設定等について、課題が見られます。

そのため、今後も校長会や運動部活動指導力向上研修会等において、本指針に基づいた運動部活動の適切な運営がなされるよう周知するとともに、実態調査を継続し、課題が改善されない学校には、個別に指導していきます。

① 本県のデジタル人材の底上げについて

【高校教育課・義務教育課】

〔 高校教育などにおいて、プログラミングやデジタル技術などの教育カリキュラム強化も必要と考えるが教育長の見解を伺う。 〕

高等学校では、令和4年度から実施される新学習指導要領において、新たに「情報Ⅰ」が必修科目となり、全ての高校生がプログラミングのほか、ネットワークやデータベースの基礎などを学習することとなります。

この新学習指導要領の円滑な実施に向けて、令和元年度からプログラミング教育の学習モデルの開発と教員の指導力向上を図る事業に取り組んでいます。

また、小・中学校においては、コンピュータに意図した処理を行うように指示するプログラミングの体験を通じた学習を行っており、県教育委員会としては、プログラミング教育のモデルカリキュラムを作成し、今年度中に配布することとしています。

これらの取組みにより、本県のデジタル人材の底上げを図っていきます。

② 本県の小中学生の不登校の現状及び本県の現状に対する認識について

【義務教育課】

〔 本県の小学生、中学生の不登校の現状を聞くとともに、本県の現状を教育長はどのように認識しているのかを伺う。 〕

本県の公立学校における令和元年度の不登校児童生徒数は、小学校2,706人、中学校5,889人、合計8,595人であり、前年度より1,380人の増加となっています。

また、1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校9.7人、中学校46.3人であり、全国の国公立学校での値をやや上回っている状況です。

不登校は当該児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすものであり、その不登校が本県を含め全国的に増加していることは、重要な教育課題であると認識しています。



### ③ 不登校児童生徒への居場所づくりについて

【義務教育課】

横浜市立中学校での取組みについての教育長の所感を聞く。フリースクールのような居場所があることで気軽に登校できる取組みも重要であることから、こうした事例を県内に広く普及すべきではないか。不登校児童生徒への取組みについて教育長の見解を求める。

ご紹介いただきました横浜市の事例については、居場所づくりなどの取組みを通じて学校の復帰が進んだとのことであり、本県にとっても参考になるものと考えています。

本県では、従来から各学校において、保健室や相談室を活用し、学校生活への適応を図る取組みが行われています。

また、個に応じた学習支援を進めるとともに、授業や学校行事等に参加する際には、仲間と望ましい人間関係を築く「絆づくり」の取組みを行い、安心して学級に復帰できるよう支援しています。

県としては、ご紹介いただいた事例も含め、県内外の不登校対応に関する情報を更に収集し、効果的な取組みについて好事例として紹介し、啓発していきます。

### ④ 不登校児童生徒に対する職務分掌での対応とその効果の検証について

【義務教育課】

不登校児童生徒に対する専属の教員を配置してはどうか、あわせて職務分掌ではどのように対応し、その効果等についてどのように検証しているのか。

各中学校においては、生徒指導主事が、生徒指導を組織的・計画的に運営する責任を担っており、不登校の対応についても、学校の組織的対応の中核となっています。その上で、本県では、不登校専任教員ではなく、個々の児童生徒が最も信頼を置く教員が中心となり、面談や家庭訪問、別室での指導、保護者との連携等を行うマンツーマン方式を推進しています。

このマンツーマン方式により、「登校できるようになった」「登校には至らなかったが好ましい変化があった」児童生徒が、小学校では6割、中学校では約5割いることから、一定の効果があると捉えています。

⑤ 学校復帰後の学習支援について

【義務教育課】

学校復帰後の学習支援について一人一人の学習進度や能力に応じたサポート体制の明確化について、本県ではどのように対応しているのかを聞く。

学校復帰後の学習支援については、生徒指導主事が中心となり、校内での支援体制を構築し、保健室や相談室等を利用した個別指導や、放課後等における補充学習を行っています。

学校に復帰した児童生徒の学習支援として、ICTの活用を含めたきめ細かな個に応じたサポート体制を充実させることが大切であると認識しており、今後はその在り方等についても研究していきます。

⑥ 不登校対策に効果がある学校の取組み及び本県の取組みの進捗状況について

【義務教育課】

県教委では不登校解消を目的に不登校学校支援プロジェクトに取り組まれているが、不登校対策に功を奏している学校の取組みを示すとともに、同プロジェクトの概要と進捗状況、教育長の不登校解消への決意を聞く。

県教育委員会では、不登校学校支援プロジェクトとして、県内の不登校の状況を分析し、効果を上げている取組みについてそのポイントを県下に周知する取組みを進めています。

その中で把握した取組例としては、中学校区で定期的な小中学校合同の職員会議を開き、児童生徒の情報共有を行い、小・中学校で共通した実践を行うことで中1ギャップの解消を図る取組みや、児童生徒が行事を企画し、自己有用感を高めることで不登校を未然防止する取組みなどがあります。

進捗状況としては、現在、各学校からの情報収集を終え、各事例に共通する取組みのポイントを整理している段階であり、本年中を目途にその周知を行っていきます。

不登校への対応においては、まず、児童生徒にとって居心地のよい学校づくりを目指し、不登校の未然防止を進めるとともに、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援を通じて、学校復帰を図ることが重要であります。また、どうしても学校への復帰が困難な児童生徒には、社会的自立に向けて学習支援を行うなど進路の選択肢を広げるという取組みを行うことが重要であると認識しています。

① 新型コロナウイルス感染症をめぐる不安への児童生徒への心身のサポートについて 【義務教育課】

〔 新型コロナウイルス感染症をめぐる不安への児童生徒への心身のサポートについて 〕  
ては、どのように対応していくのか教育長に問う。

未だ学校での生活や社会経済活動が制限される中、児童生徒の不安やストレスといった心理的な影響への対応は、今後とも重要であると考えます。

県教育委員会としては、各学校に対して、アンケート調査等で児童生徒の不安や悩みをきめ細かに察知し、スクールカウンセラー等の専門スタッフとの協働した、一人一人の心に寄り添う組織的な対応の徹底を、各学校が休業中であった5月以降、繰り返し市町村教育委員会や学校に働きかけているところです。

② 不登校への対応及び福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンターとの連携について 【義務教育課】

〔 今後も増加すると考えられる不登校への対応及び福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンターとの連携について、どのように考えているのか、教育長に問う。 〕

不登校への対応については、スクールカウンセラー等の専門スタッフを活用した教育相談体制の構築、教職員の資質向上のための教職員研修、家庭への啓発等により、未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでいるところです。

これらに加え、小・中学校で効果があった具体的な取組みを聞き取り、好事例としてまとめ、本年中を目途に周知を行うこととしています。

併せて、小・中学校の1人1台端末については、今年度中に全ての市町村において整備される見通しとなっており、学校教育のICT化を推進する中で、これを活用した、不登校の児童生徒への学習支援策についても研究していきたいと考えています。

また、福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンターとの連携については、県、市町村及び関係機関で構成する教育相談ネットワーク会議への参加を始めとして、不登校支援に関する助言をいただくなどしており、今後とも引き続き連携を図っていきたいと考えています。

### ③ 高校入試の実施に当たっての対応について

【高校教育課】

高校入試の実施に当たっては、試験会場での感染リスクを減らす取り組みや、志願者が感染して受検できなくなった場合の救済措置など、特別な対応が求められると考えるが、どのように対応するのか、具体的に示せ。

今回、試験会場においては、マスクの着用や手指消毒の徹底、こまめな換気等の基本的な感染防止対策に加え、座席の間隔を可能な範囲で確保するなど、各学校の実態に応じて「密」を避けるための対策をできる限り実施し、志願者が安心して受検できる環境の確保を図っていきます。

また、新型コロナウイルスに感染するなど、やむを得ない理由により受検できない志願者が、受検機会を失することのないよう、追検査等を実施することとしています。

### ④ 高校生の就職支援について

【高校教育課】

コロナ禍における高校生の就職支援にどのように取り組むのか。現状の課題認識と今後の対応について教育長に伺う。

本年10月末時点の本県の高校卒業予定者に対する求人数が前年と比べて約23%減少していることや、企業の採用選考が例年より1か月遅れて開始されたことなどから、就職決定に向けた支援の強化と継続が必要であると認識しています。

このため、9月補正予算で県立高校に就職指導員を配置し、新規の求人開拓や生徒への面接指導など就職決定までの支援の強化を図ったところです。

今後も労働局やハローワークなど関係機関と連携、協力しながら、来年度以降も見据えた求人開拓や学校を挙げての就職指導の充実に取り組み、就職を希望する生徒の内定率向上のため、きめ細かな支援を継続していきます。

## 令和2年12月定例県議会（一般質問）

○ 公明党 松下 正治 議員

12月9日

### ① 県立高校生の就職状況の認識と支援について

【高校教育課】

本県における来春卒業予定の高校生の就職の状況が例年になく困難な状況にあるが、この状況についての認識と新卒者に対する支援をどのように講じていくつもりか教育長に所見を伺う。

県立高校における10月末時点での就職内定率は67.6%となっており、企業の採用選考が例年より1か月遅れて開始されたため単純に比較はできませんが、前年同時期より17ポイント低く、大変厳しい状況であると認識しています。

こうした状況が予想されるため、9月補正予算で県立高校42校に就職指導員を配置し、新規の求人開拓や生徒への面接指導など支援の強化を図ったところです。

今後も労働局やハローワークなど関係機関と連携、協力しながら、学校を挙げての就職指導の充実に取り組み、きめ細かな支援を行っていきます。

### ② 特別支援学校高等部生徒に対する就職支援の取組状況について

【特別支援教育課】

特別支援学校高等部生徒に対する就職支援の取組状況は現在どのようになっているか、教育長に伺う。

本年9月時点では、就職を希望する生徒のうち約3割が現場実習を実施できていなかったため、特別支援学校にも就職指導員を配置し、就職支援を強化するとともに、労働局と連携を図り、経済団体や企業に対して実習を希望する職種や実施時期等の情報を提供し、実習受入れについて協力依頼を行ったところです。

こうした取組みにより、現在、現場実習が必要な全ての生徒の実習先が確保できており、今後は、生徒への面接指導など就職内定までの継続的な支援を行っていきます。

① 若い世代に自殺が広がっていることについての原因と認識及び対策について

【義務教育課・高校教育課】

女性や若い世代に自殺が広がっていることについてその原因を含め教育長の認識を伺う。併せて県内義務教育、高校教育課程での自殺者の推移、自殺者の増加に伴い何らかの対策を講じているのか教育長に聞く。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因や背景を有しているといわれており、原因の分析は個別の事案ごとに慎重に行う必要があると考えます。

なお、本年10月に発表されました「いのち支える自殺対策推進センター」の報告書によると、本年の自殺者の増加の背景として、「若手有名俳優の自殺報道が大きく影響している可能性が高い」、「コロナ禍で多くの児童生徒が様々な問題を抱え込んでいる可能性がある」とみられるなどと指摘されています。

自殺者数の推移については、厚生労働省の調査がありますが、都道府県別・学校種別については公表されておらず、県においても保護者の意向もあることから学校種別の正確な状況は把握できていません。

しかし、厚生労働省の調査では、本年8月9日には、本県においても若い世代の自殺者が増加していることから、今後の推移を注意深く見守る必要があると考えています。

県教育委員会としては、各学校に対し、定期的なアンケート等による児童生徒の心身の状況把握、24時間電話相談窓口の周知、命を大切にする心を育む道德教育の充実などを要請してきたところであり、引き続き、自殺予防の取組みの徹底を促していきます。

② 本県のいじめの実態と対応及び今後の取組みについて

【義務教育課・高校教育課】

本県の小中高等学校におけるいじめの実態はどのようになっているのか、または正のため実施したこととその効果、今後の取組みについて聞く。

令和元年度の本県の公立学校におけるいじめの認知件数について、小学校は8,616件、中学校は2,776件と、前年度から小学校は478件、中学校は321件増加しています。

県立高等学校については198件であり、前年度から47件増加しています。

認知件数の増加については、いじめはどの児童生徒、どの学校でも起こりうるという危機意識を喚起するとともに、各学校が定期的なアンケート調査や面談により初期段階のものや軽微なものを含めて積極的に認知し、校内のいじめ対策委員会を中心として継続的に取り組むという考え方を周知徹底したことによるものと考えます。

今後も、「福岡県いじめ防止基本方針」及び「福岡県いじめ問題総合対策」に基づき、各学校が豊かな人間性を育む教育活動の推進、いじめの早期発見、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭・関係機関との密接な連携を継続的に図るよう支援していきます。

③ LINE相談についての認識と本県の取組みについて

【義務教育課・高校教育課】

LINE相談について教育長の認識と本県の取組みについて聞く。また、このLINE相談を実施する場合、教育委員会だけではなく、10代を中心とした若者全てに向けての仕組みとして使うことができるのか聞く。

最近の若年層が用いるコミュニケーション手段として、SNSが圧倒的な割合を占めているため、SNSを活用した相談は、電話や面接での相談に踏み切れない児童生徒にとって心理的負担が少ないものと考えています。

本県では、現在、SNSを活用した相談事業について研究推進校で試行しているところですが、今後、国の予算編成状況を注視しつつ、関係部局と連携し、より広く研究していきたいと考えています。

① 小・中学校における防災教育の現状について

【義務教育課】

近年頻発している大雨や台風などの大規模災害、地震や火事などいつ起こるかわからない突然の災害から、生命、身体、財産を守るためには、子供のころからの防災教育が大変重要であると考えているが、小・中学校における防災教育の現状はどのようなになっているか教育長に問う。

本県の各学校においては、策定が義務付けられている学校安全計画のもと、災害時に児童生徒自らが適切に行動できるよう、理科や社会科等の学習内容と関連付けながら防災教育が行われています。

その際には、児童生徒が実感を伴った理解ができるようにすることを重視して、消防署や市町村の防災担当課と連携し、避難訓練を実施したり、災害に関する映像資料を視聴したりといった工夫が行われています。

② 消防学校と学校とが連携した防災教育の実施について

【義務教育課】

消防学校については、様々な訓練施設を有しており、消防学校と学校とが連携した防災教育を実施することは、災害についての実感を伴った理解をする上で有意義だと考えるが、教育長の考えを問う。

消防学校で昨年見学を行った小学校によると、消防学校の紹介、緊急時の脱出体験、訓練の様子の見学等を通じて、子供たちからは、消防学校の役割について知ることができた、厳しい訓練に驚き防災意識が高まった、自分も将来人の役に立つ仕事をしたと思ったなどの反応があったとのこと。

このことから、消防学校における学習には、防災教育としての意義に加えて、児童生徒が自ら地域の防災を担う意識を培うきっかけにもなるものと考えています。

③ 消防学校への見学の継続的实施について

【義務教育課】

消防学校には消防職員や消防団員に対する教育訓練等といった、本来業務があるため、学校の受け入れには一定の制約があると思われるものの、まずは地元の小中学校からでも受け入れを進め、また、継続的に実施されるようにするべきだと思いますが、教育長の見解を問う。

消防学校からは、受け入れの時期や人数に制約はあるものの、可能な範囲で、学校の受け入れに御協力いただけると聞いています。

県教育委員会としては、消防学校での学校の受け入れがより広く継続的な活動になるよう、関係部局と連携しつつ、近隣の市町村をはじめ希望のある教育委員会に、受け入れに関する情報を積極的に提供していきます。



① 近年の不登校の推移と新型コロナウイルスへの不安等を理由とした不登校の状況について 【義務教育課】

本県の公立小・中学校におけるここ2～3年の不登校の推移について、合わせて新型コロナウイルス感染症への不安等の理由による不登校の状況と教育長の認識を聞く。

本県の公立小中学校の不登校児童生徒数は、平成29年度が5,476人、平成30年度が7,215人、令和元年度が8,595人となっており、全国的な動向と同様に本県においても増加傾向にあります。

また、県域の公立小中学校において、新型コロナウイルス感染症への不安や家族に病弱な者がいるなどの理由で30日以上登校していない児童生徒数は、7月末現在で中学校8名、小学校では該当がない状況でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行による状況の変化にともなう、児童生徒の不安やストレスといった心理的な影響への対応は今後ともしっかりと行っていく必要があると考えています。

② 教育機会確保法の趣旨及びフリースクールと学校との連携の変化について

【義務教育課】

「普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」はどんなものか、特徴は何なのかを問う。また、法制定と昨年10月の文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」通知によりフリースクールと学校との連携に変化はあったか。教育長の見解を聞く。

「教育機会確保法」は、教育機会の確保に関する施策を総合的に推進することを目的として、平成28年12月に公布された法律です。この法律においては、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動の状況を継続的に把握すること等、国及び地方公共団体の不登校児童生徒に対する支援や責務が定められています。

また、本県の調査において、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒が通所する県内の学校外施設については、平成28年度の17施設から令和元年度の47施設へと、年々増加しています。

このことから、「教育機会確保法」の施行後において、不登校児童生徒の学校外施設での努力を適切に評価しようという学校の理解と連携が進んでいるものと捉えています。

令和元年10月の国の通知では、学校外施設などで学習活動を行っている場合に、指導要録上の出席扱いとする要件が緩和されたことにより、今後一層連携が進むものと考えています。

① 「性暴力対策アドバイザー」養成講座のスクールカウンセラーの受講促進について 【義務教育課・高校教育課】

スクールカウンセラーに「性暴力対策アドバイザー」養成講座を受講してもらうことは、子供たちから、性暴力被害を含む様々な相談を直接受ける立場にあるとともに、子供たちや先生に対して継続的に働きかけ方ができるという点で重要であると考えます。スクールカウンセラーの受講促進について、教育長の所見を聞く。

スクールカウンセラーが、「性暴力対策アドバイザー」養成講座を受講して、性暴力についての認識や専門的知識を深めることは、児童生徒からの相談に適切に対応することができる点で、意義があると考えます。

本講座の実施は、スクールカウンセラーも受講しやすいように配慮されているところであり、関係機関と連携して案内していきたいと考えています。

② 性に関する指導資料の改訂について 【体育スポーツ健康課】

性暴力の根絶を掲げた本県として「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を踏まえた、性に関する指導資料の改訂とすべきと考えますが、教育長の所見を問う。

現在の指導資料でも、性の被害・加害について触れていますが、今後、福岡県性暴力根絶条例を踏まえ、現代的な課題に対応した内容にしていくことが重要であると考えています。

そのため、指導資料の改訂に際しては、学習指導要領に基づくとともに、様々な文献を参考としつつ、大学教授や医師等で構成する「性に関する指導推進委員会」において、その内容を検討していきます。

① 学校におけるSDGs教育の現状と教職員の理解を深めるための取組みについて

【義務教育課・人権・同和教育課】

学校におけるSDGs教育の現状と教職員のSDGs教育に対する理解を深めるためには、どのような視点から取り組んでいくことが必要であると認識しているのか、2点について問う。

今年度より小学校から順次実施されている新学習指導要領で、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、社会科の教科書に環境を守るための国際連合の取組みが示されるなど、各教科において関連する内容が盛り込まれています。

本県においては、環境部と教育委員会が連携して環境教育副読本『みんなの環境』と、それを授業で活用するための資料集も作成しており、その中で、SDGsについても取り上げています。

これらの副読本をはじめ、各学校での参考となる教材等を周知し、SDGs教育の普及・啓発に取り組んでいるところです。

次に、教職員の取組みの視点について、SDGsの各目標が示された2030年までの行動計画では、その前文に、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」ことを明記しています。これは、SDGsの基盤に、国際社会における普遍的価値としての人権尊重理念があることを示しています。

そのため、SDGs教育の推進にあたり、人権との関連についても教職員の理解を深める取組みを進める必要があると認識をしています。

① 社会人リカレント教育の職業系高校教職員の人材育成への活用について

【高校教育課】

北九州市立大学を中心とした社会人リカレント教育の仕組みは、職業系高校の教職員のレベルアップにも十分活用できると考えるが、教育長の見解を求める。

県教育委員会では、職業系の教員を対象とした企業や先進農家等での実地研修を行っており、工業高校教員については高度なものづくり技能や先端技術を有する企業・試験研究機関での技術研修などにより、職業教育の指導に必要な専門的知識の習得や指導力の向上に努めています。

北九州市立大学を中心とした社会人リカレント教育は、製造業、自動車産業、介護業、農林畜産業などの分野における新しい情報技術を学ぶプログラムとなっていますが、内容等の判断材料がないため職業系教員の自己啓発の一手段として紹介していきたいと考えています。

